

7月は障害基礎年金の現況届提出月です。

対象者

- 20歳前に初診日のある障害により年金を受けている人
(年金証書の年金コード上2桁が63の人) 例:年金コード「6350」
- 旧国民年金法による障害福祉年金からの移行(裁定替え)により年金を受けている人
(年金証書の年金コード上2桁が26の人) 例:年金コード「2650」

- 対象となる人には、年金裁定センターから7月上旬に「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し、**平成22年7月末日までに和歌山県和歌山市の税務住民課窓口へ提出してください。**
- なお、現況届にあわせて診断書を提出しなければならない場合には、現況届欄のある診断書が送られてきますので、医師に記入してもらい期限までに提出してください。
- 上記の年金が全額支給停止となっている人は現況届を提出する必要がありませんので現況届は送付されません。
- ご自分で記入できないため、親族等代理の人が記入される場合は、受給権者の欄や加給年金額対象者の欄をのりかきで記入し「代理人書名欄」に代筆者の氏名・住所を記入してください。

※住民基本台帳ネットワークにより現況が確認された人についても「所得状況届」が送付されますので、同様に提出が必要です。

国民年金保険料の一部免除が承認された人へ

※残りの一部保険料を納めないで未納期間になります！

国民年金保険料の一部免除(1/4免除、半額免除、3/4免除)が承認された人には、後日残りの4分の3、半額、4分の1の保険料額の納付書が送付されますので、忘れずに必ず納付してください。

この一部保険料を納めない場合は未納期間となり、老後に受け取る年金(老齢基礎年金)や、障害や死亡に対する年金(障害基礎年金、遺族基礎年金)を受け取ることが出来ない場合がありますのでご注意ください。

一部納付期間(一部免除期間)や全額免除期間は、老齢基礎年金の額を計算する場合、定額納付された分と比べて少ない金額で計算されます。

国民年金には、追納という制度があり、10年以内なら免除を受けた期間の保険料を納めることができます。追納をされることにより、老齢基礎年金の年金額に算入されます。また、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつきますので、お早めに追納されることをお勧めします。

- 平成21年度分(H21.7~H22.6)の免除申請受付は**平成22年7月末日まで**となっております。まだ申請がお済みでない人は、早めに手続きをお願いします。

問い合わせ先 本 庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723(ダイヤルイン)
総合支所 税務住民課 住民係 ☎0968・34・3111(内線752)

子供ワクチンについてのお知らせ

このたび、町立病院で子供のヒブワクチン(Hib)と肺炎球菌ワクチンが接種できるようになりました。

二つのワクチンは、いずれも細菌性髄膜炎の予防に有効です。接種は、生後2ヶ月から出来ます。接種を希望される人は、予約が必要です。

『ワクチンの接種料金』…年齢で接種回数が異なります。

- ヒブワクチン(Hib)

1回7,000円(2ヶ月以上5歳未満の小児が対象)

- 肺炎球菌ワクチン

1回9,800円(2ヶ月以上9歳以下の小児が対象)

ヒブワクチン…

ヒブ(Hib)は、「ヘモフィルスインフルエンザ菌b型」という細菌のことです。冬に流行するインフルエンザウィルスとは全く違います。ヒブによる髄膜炎、敗血症などの重症感染症に対する予防効果が期待できます。

肺炎球菌ワクチン…

肺炎球菌による髄膜炎や菌血症などを予防するために接種します。

※小児の細菌性髄膜炎の主な原因菌として、ヒブと肺炎球菌があります。細菌性髄膜炎は、早期診断が難しいもので、場合によっては、後遺症が残ることもある重症感染症です。



町立病院小児科 診察風景

予約・問い合わせ先

和水町立病院小児科

☎0968・86・3105 内線237